化学製品ＰＬ相談センター　　2013 年 1 月 15 日発行

アクティビティーノート〈第 191 号〉

Contents

2012 年 12 月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1．相談業務
1.1. 2012 年 12 月度 相談受付件数 (P. 1)
1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P. 2～11)
2．入手資料の紹介 (P. 12)
3．メディア情報から (P. 12)
4．化学製品による事故を防ぐために（化粧品による皮膚トラブル）(P. 13)

1．　相談業務

1．1．　相談受付件数

2012 年 12 月度 相談受付件数（11／20～12／18 実働：20 日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	合計	構成比
消費者･消費者団体	4	4	0	5	0	13	62%
消費生活Ｃ･行政	6	1	0	0	0	7	33%
事業者･事業者団体	0	0	0	0	0	0	0%
メディア･その他	0	0	0	1	0	1	5%
合計	10	5	0	6	0	21	
構成比	48%	24%	0%	28%	0%		100%

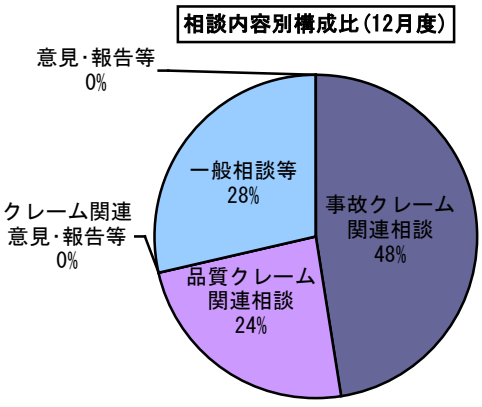

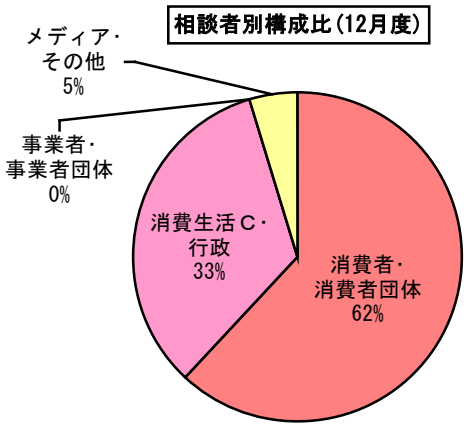

相談内容区分（改訂 2003 年 8 月）

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見･報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談･問い合わせ等
意見･報告等	一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案はすべて紹介しています。

※「臭い」と「ニオイ」の区別について
不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方かいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◆ 事故クレーム関連相談－１０件

1. **＜漂白したマグカップの網目状汚れ＞　「お気に入りのペアのマグカップ（陶磁器製）の茶渋を除去しようと思い、△△社の台所用漂白剤〇〇を取扱説明書通りに希釈し３０分浸けて漂白した。その結果、一方のカップはきれいに汚れが取れたが、もう一方のカップには茶色の網目状の模様が残った。漂白剤をメーカーに送って検査させたところ、『欠陥は無い』との回答であった。このような事が起こりうるのか、また、網目状の汚れの成分は何か」との相談を女性の消費者から受けているが、どうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒当センターでは陶磁器の専門的な知識は持ち合わせておりませんので、お話だけでは分かりかねます。ご参考までに、陶磁器用語で言われる「貫入（かんにゅう）」（釉薬の細かなひび状のもの）が生じると、陶磁器に網目状の模様が残ると言われていますので、マグカップのメーカーに問い合わせることを勧められてはいかがですか。

2. **＜ウォーターベッドを使用して体調不良＞　「△△社のウォーターベッドをインターネット通販で購入し、2週間程前に入荷した。同ベッドの材質は「ポリプロピレン」と表示されていた。その日から使用したところ、刺激臭が強く、咳が止まらなくなった。部屋を換気しているが、未だ臭いがとれない。内科で状況を話して診てもらうと、『喘息』と診断され、『材質が温まって何らかの成分が出たためだろう』と言われた。処方された薬の効果で症状が抑えられているように思う。△△社に苦情を申し入れると、担当者が来訪して、「臭いが強い」ことを認めた上で、治療費を負担すること及び、返品、返金することとなり、5日後に引き取りに来る予定だ。今後、何らかの後遺症が生ずることが気になるので、証拠として残すため、今のうちにベッドの臭気成分を検査しておきたい。検査機関はあるか」との相談を40歳代の男性から受けているが、どうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒検査機関は紹介できますが、どのような成分が含まれているかが分からず、対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえません。△△社が現物確認した際、「臭いが強かった」と認めたことを覚書として残してもらい、また臭いの原因を調査してもらうことを交渉され

ては如何でしょうか。なお、今後のために診断書を入手しておくとよいでしょう。

3. **＜洗濯排水と思われる上階からの漏洩水の検査＞　「公団住宅に一人で住んでいる。先日、上階から水漏れが生じ、自分の衣類や布団が濡れた。上階の住人（外国人）は『洗濯排水が漏れた』と話していたが、濡れた衣類を処理していて手が荒れたような気がした。漏洩水に有害な成分が混入していないかどうか、検査できないか」との相談を、６０代の男性から受けている。適切な検査機関等を、紹介することは可能か。〈消費生活Ｃ〉**

⇒お問合せのケースでは、漏洩水にどのような成分が含まれているかわからず、対象成分が特定できない場合は検査機関等では受け付けてもらえません。当センターから検査機関に打診したところ、「使用した洗剤が入手できれば、洗剤以外の成分が混入しているかどうかを、調査することは可能でしょう。しかし、その成分がどのような化学物質かを同定するには綿密な作業が必要となり、検査費用もかさみます」とのコメントでした。検査依頼は、検査機関に依頼者が持ち込む必要があり、また検査費用は依頼者の自己負担となります。衣服や布団などの家財の被害を整理して、上階の住人とよく話し合われるよう勧められてはいかがですか。

4. **＜洗剤・柔軟剤のニオイが原因と思われる体調不良＞　「以前から、洗剤や柔軟剤のニオイに不快感を覚えていた。最近特に、各種の洗剤・柔軟剤のニオイが強くなってきていると感じる。自分では使用していなくても、近隣の洗濯物や職場・電車の中でニオイに触れざるを得ない。その度に、頭痛・吐き気や、下痢・喉の腫れ・舌のしびれ・味覚障害・記憶障害・筋肉硬直といった症状に悩まされている。化学物質過敏症の専門医に診察を予約しており、来月受診する予定である。これらの製品には、どのようなニオイの成分が使われているのか、その安全性は確保されているのか」という相談を、中年の女性から受けているが、どうか〈消費生活Ｃ〉**

⇒日本香料工業会のウェブページの「フレグランスの安全性」(http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html)によれば、安全性の高い製品を供給するために、国際香粧品香料協会(IFRA)のもとで、国際的に自主基準を作り、各国の香料工業会等を通じて自主規制が行われているとのことです。ＩＦＲＡは、多国籍香料企業会社と各国の香料工業会で構成されており、関連組織として、香粧品香料安全性研究所(RIFM)、およびＲＩＦＭ専門家委員会を設置して、安全性の研究・調査を行い、また企業とは利害関係のない立場での評価を実施しているとの記載があります。これらの情報を参考にして、ご相談に対応いただくようお願いします。なお、日本香料工業会は、一般の直接相談窓口は設けていませんが、消費生活センターからのお問合せにはできる限りお答えするとのことです

ので、より詳しい内容が必要でしたらお問合せください。

5. **＜フッ素樹脂加工フライパンの空焼きで体調不良＞　「３日前自宅で調理をした際、自分の不注意で、フッ素樹脂加工されたフライパンを、ガスコンロで３０分間程空焼きしてしまった。気づいた時にはキッチンに白煙が立ち込めていたため、急いで火を止め換気をして、煙を追い出したが、今日になってもキッチンの薬品臭が消えず、自分も喉が痛いように感じている。白煙は有害なものだろうか、また薬品臭を除去する方法はないだろうか。家族は妻と小学生の子供で、今のところ家族の体調に異常はない」との相談を、中年の男性から受けているが、どうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒内閣府の「食品安全委員会」が、フッ素樹脂に関してまとめたファクトシート（科学的知見に基づく概要書）によれば、フッ素樹脂は３００度を超える高温になると、熱分解して粒子状生成物が発生し、これを吸引した場合、「ポリマーヒューム熱」（インフルエンザに似た症状）を発症する可能性があるが重篤なものではないとのことです。また、さらに高温になると、樹脂が様々な分子に分解して、有害な成分を生成する可能性もあるとのことです。体調がすぐれないのであれば、専門の医院を受診されるよう勧められたらいかがですか。また、薬品臭を除去するには、キッチン内の表面を丁寧に拭き掃除する等の方法が最も効果的と思われます。

6. **＜換気扇の掃除を依頼した後の床の汚れ＞　「6日前、キッチンの換気扇の掃除をハウスクリーニング会社△△社に初めて実施してもらった。翌日、換気扇の近くの床に径1.5㎝程の黒っぽいシミが数個見つかった。土曜日だったので、2日後、このシミについてクリーニング会社に問い合わせると、「シミは残していない。シミについて検査機関に検査してもらい、当社の責任が明らかであれば、検査費用と補修費用を負担する」との回答だった。検査機関でシミを検査できるものなのかどうかを知りたい。なお、床材には木目の模様がついているものの、材質は分からないので、ハウスメーカーに問い合わせているところだ」との相談を30歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」（http://www.nite.go.jp/jiko/network/）に登録されている検査機関で、相談者の地域に近い検査機関に当センターから打診してみたところ、「実際の床材サンプルを持ち込んでもらえれば、洗浄剤に由来する化学物質がシミの中に存在するか否かは検査できる。しかし、そのシミを拭き取った布などを検査することは、同化学物質を確実に回収できる保証がないため、無理だろう」とのことでした。相談者にお伝え願います。

7. **＜スプレー式グリスの噴霧用ボタンが不安定で噴霧液を被液＞　４日前、専門店で釣竿のリールに給油するためのスプレー式グリスを購入した。早速給油しようと、リールへ向けて噴霧用ボタンを押したところ、噴霧用ボタンの取り付けが悪くて、噴霧液が顔にかかった。急いで顔を洗ったが、服にも点々とグリス痕が残っており、相当量を噴霧してしまったようだ。その後、喉のイガイガ感が残り、体調もすぐれないように感じる。まだ、医者には行っていない。当該製品の表示には、成分として「リチウムグリス、石油系溶剤」と記載されている。噴霧液の毒性がわかるか。（中年男性）〈消費者〉**

⇒お話しいただいた内容は一般名称で、成分の化合物を特定したものではないため、この名称だけでは噴霧液の有害性はわかりかねます。また、主要成分名がわかったとしても、それらの成分の安全性情報だけをもって、製品の安全性を判断できるとは限りません。噴霧用ボタンが不安定であったことと合わせて、内容物の安全性について当該製品のメーカーにお問い合わせいただいたらいかがでしょうか。

8. **＜灯油の成分によると思われる体調不良＞　２０日程前にガソリンスタンドで灯油をポリタンク３本分購入し、車の後ろの座席に置いて帰宅したところ、ポリタンクの蓋が劣化してひびが入っていたらしく、灯油が座席やシートベルトにこぼれていた。座席で外せるものは外して洗浄し、他のところは新聞紙で吸い取り、その後換気をしたが、未だに臭いが消えない。その車で主人が娘を毎朝駅まで送っている。１週間程前から娘が、「身体がしんどい、頭痛がする」と言ったので、病院で血液検査をしてもらったが異常は無かった。しかし、この灯油の成分が原因ではないかと思う。娘は以前に学校が改築されたときにシックハウス症候群と思われる症状で体調を崩し、しばらく学校に行けないことがあった。灯油の成分でこのような症状が起きることがあるのか、どのようにしたらよいかアドバイスして欲しい。〈消費者〉**

⇒当センターに寄せられた相談事例で、灯油の成分で体調不良になったという事例はありませんでした。安全衛生情報センターのモデル安全データシート（ＳＤＳ）によると、灯油の沸点は150～300℃と高いので、揮発するには時間がかかるものと考えられます。また、環境省及び経済産業省の参考情報によると、「灯油にはキシレンやトリメチルベンゼン等が含まれている」とされています。このうちキシレンは、厚生労働省の定めた室内空気汚染の原因となる恐れのある化学物質（13成分）に含まれていますので、可能性は考えられます。先ずは、ディーラーと車内のクリーニングについて相談してみてください。娘さんの体調不良については、医師と相談して対処することをお勧めします。

9. **＜使い捨てカイロを使用して低温やけど＞　代行運転の仕事をしている。3日前の夜間、△△社**

の使い捨てカイロ〇〇を背中の位置で、肌着の上に貼り、運転席などで使用していた。時々外に出ることもあったが、合計6時間程使用した。朝になり、背中が痛むので、皮膚科に診てもらうと、「皮膚がむけている。低温やけどで、全治1週間」との診断だった。製品の注意表示で、「肌に直接貼らないでください」などは読めたが、いろいろ書いてあった細かい注意事項は字が小さくて読めなかった。車の運転ができないことから、休業補償を要求するために、製品の相談窓口に相談すると、「治療費は負担する。休業補償までは出せない」との回答だったので、納得できない。また、製造元からは「使用後の使い捨てカイロを検査したいので、送付して欲しい」と言われている。どうしたらよいだろうか。なお、消費生活センターに相談したところだ。(50代の男性)〈消費者〉

⇒製品に異常があったのかどうかはメーカーでないと分かりませんので、製造元に対して、「検査結果を書類で報告する」ことを約束されてから、使用後の使い捨てカイロを送付されては如何でしょうか。当センターがインターネットで使い捨てカイロ〇〇の情報を調べてみると、多くの使用上の注意事項が示されています。この中に、“長時間同じ所への使用は避ける”、“うすい下着の上から抑えられた状態での使用は避ける”、“１時間に１回程度、肌の状態を確認する”という項目があります。このため、これらを守らなかった場合には、使用者の責任を問われる可能性があります。一方で、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合に、製造業者等の損害賠償責任について定めた製造物責任(PL)法があります。このPL法を適用する場合において、「表示が極めて読みにくい」との主張に対して、「表示の欠陥」かどうかを判断することは司法の場に委ねることになるでしょう。なお、△△社が治療費を負担するのは、何らかの責任を認めたものなのかどうかを確認しておくとよいでしょう。今後、消費生活センターともよく相談してみてください。

10. **＜化学繊維の腕カバーで皮膚障害＞　4ヶ月程前の夏場に、△△社製のUV(紫外線)をカットする手の甲を含む腕カバー〇〇(材質=ナイロン、ポリウレタン、ポリエステル)を使用した際、着用した部分が赤くなり被れたようになった。以前から化学繊維に対して弱い皮膚の体質だったことや、この腕カバーを使用したことを皮膚科に説明して診てもらったところ、「体質や腕カバーと汗をかいたことが影響している」との診断だったので、その後使用を止めていた。昨日、気温が低いので汗をかくことはないだろうと考え、腕カバー〇〇を使用したところ、着用した部分が赤くなり被れたようになってしまった。汗をかかない状況でも影響するものだろうか。なお、昨年は綿製の腕カバーを使用していたためか、肌への影響は何もなかった。(中年の女性)〈消費者〉**

⇒冬場で汗をかかないような状況でも、皮膚表面から水分が出ている可能性は考えられます。特定の製品については、メーカーでないと責任を持った回答ができません。詳しくは、メーカー及び診断された医師に相談してみてください。

◆ **品質クレーム関連相談－５件**

1. **＜保冷袋に入れたＰＥＴボトルから異臭＞　「孫へプレゼントを送ろうと思い、菓子と清涼飲料水のＰＥＴボトル製品を段ボール箱に詰めた。ＰＥＴボトルは、取っておいた簡易の保冷袋を再利用して包装した。プレゼントを詰めおわり、段ボール箱を仮止めして居間に一晩置いた。翌日梱包するために段ボール箱を開けたところ、箱の中に石油のような異臭が漂い、また保冷袋の中に油のようなものが付着していた。この保冷袋は銀色をしており、いつ、どのように使われたものかは、覚えていない。これから、どうすればいいだろうか」との相談を、中高年の女性から受けている。保冷袋とＰＥＴボトルが接触して、油状のものが生じるようなことがあるか。〈消費生活Ｃ〉**

   ⇒お話からは、保冷袋の材質がわからないため、断定的なことは申し上げられません。しかし、保冷袋が、製造者として当然の注意義務を払って生産した一般的な製品であれば、この保冷袋とＰＥＴボトルの相互作用で油状のものが生成することは、室内に保存した環境下ではきわめて考えにくいと言えます。充填する以前に、保冷袋やＰＥＴボトルに何らかの汚れが付着していなかったか等、外部からの混入の可能性を踏まえて、ご対応いただくようお願いします。

2. **＜輸入家具の臭いの安全性＞　１ヵ月程前に△△社から輸入家具のローチェストを購入したところ、臭いが強かった。昼間は換気しているので少しは弱くなるものの、夜寝る時に締め切ると自分は臭いが気になり、その家具には衣類を入れる気にならない。主人は「臭いは気にならない」と言うので、返品交渉はし難い。この臭いは体に害がないか、そちらで検査することはできるか。化学製品ＰＬ相談センターは消費生活センターから聞いた。（中年の女性）〈消費者〉**

   ⇒当センターでは、検査等は行っていません。製品の安全性についてはメーカー又は輸入元が責任を持っていますので、輸入元にお問い合わせ願います。もし体調が悪くなることがあれば、医師に相談されるようお勧めいたします。また、臭いについては、引き続き換気を行うとよいでしょう。

3. **＜樹脂製通気口フードの最適材質＞　一戸建ての自宅を１５年程前に建てて住んでいる。家の**

外壁には、屋内の通気を考慮して、７か所の通気口を設けた。２か月程前、夏の終わりに自宅を点検した際、通気口の外部フードが朽ちていることに気づいた。そこで、建設業者△△社、及び通気口の部材メーカー〇〇社に、通気口の部材の更新を相談したところ、〇〇社は「耐候性ポリプロピレンを用いた部材を使用すれば、１０年持ちます」と提案してきた。通常の樹脂でこの耐候性が可能か。また、より長持ちさせたいと思えば、どのような樹脂を選べばいいか。化学製品ＰＬ相談センターは某化学企業から紹介された。（中高年の男性）〈消費者〉

⇒樹脂の対候性に関する一般的な情報として、日本プラスチック工業連盟（http://www.jpif.gr.jp/）に、問い合わせたところ、「ポリプロピレンでも耐候安定剤の量と種類を適切に選べば、１０年を超える耐候性を実現することは可能」とのことです。また、「塩化ビニル樹脂やポリカーボネートなども、耐候性に優れた樹脂である」とのお話でした。〇〇社も様々な材料を手掛けていると思われますので、これらの情報を踏まえて、△△社ともどもご相談されてはいかがでしょうか。

4. ＜勝手口ドア内側の樹脂製ボルトカバーが短期間で劣化＞　一年半前に一戸建ての自宅を新築した。先日、勝手口のドアを掃除しようと思い立ち、丁寧に埃を落とす等していたところ、ねじの頭に被せた樹脂製ボルトカバーが緩んでいることに気が付いた。そこで、これをしっかりと固定しようと指で触れたところ、崩れるように壊れた。同じドアにボルトカバーは２か所取り付けてあるが、他の一ヵ所のカバーは正常であった。また、半年前に同様の作業を行った際は、どちらのカバーも正常であるように思われた。ボルトカバーの樹脂の種類はわからない。施工業者に相談する前に、このようなことが起こりうるのか、知っておきたい。（若い女性）〈消費者〉

⇒樹脂の耐候性は、その種類や使用される環境等によって、大きく影響を受けます。そのため、お話を伺った限りでは、ボルトカバーの劣化原因はわかりかねます。一般には、樹脂によっては紫外線や水、有機溶媒などによって劣化する場合もあることが知られていますので、そのような状態に置かれる可能性も考慮しながら、施工業者等とご相談ください。

5. ＜トイレクリーナーへの提言＞　自宅の１階と２階で別のメーカーの便器を使っている。便器及び便座の掃除に、地元のドラッグストアで購入した△△社の弱酸性のトイレ用クリーナーペーパーを使用していたところ、１年近くで樹脂製の便座にひびが入った。メーカーに問い合わせたところ、「弱酸性の薬品は樹脂を傷める可能性があります。取扱説明書に記載してある通り、中性洗剤をお使いください」との回答だった。しかし、弱酸性のクリーナーのほうが中性の物より安価であり、消費者の心理として安価な洗剤にひかれる。同じ「トイレクリーナー」と謳

っておきながら、使用できないトイレがあるのは、納得できない。メーカーに、安価で洗浄力が強く、トイレを傷めないトイレクリーナーの商品化を働きかけてほしい。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒トイレ用洗剤には、中性や酸性のものなど、いくつかのタイプの製品が販売されています。しかし、便座や便器の製品によっては、取扱説明書に、酸・アルカリ性洗剤の使用禁止を明記しているものもあります。便座・便器及びクリーナー双方の取扱説明書に基づいて、正しくご使用いただくよう、お願いします。ご要望は、機会を見て関連する業界にお伝えしたいと考えます。

◆ 一般相談等

- **＜床暖房に使う樹脂シートの安全性＞　「寒冷地にある集会所の床を床暖房に変更するための検討委員を担当している。床材の加熱方式には不凍液を用い、熱源はガスを予定している。床表面の部材について、設計士は、塵が舞い上がりにくいという理由でタイルカーペットを提案している。しかし、逆にカーペット部の中でダニの発生などが問題になるものと考えて反対していることから、対案を考える必要がある。そこで建材を調べた結果、長尺の塩化ビニル樹脂シートに着目して、メーカーの支店に相談したところ、「床暖房については、やってみないと分からない」との回答で理解できなかった。更に化学製品PL相談センターを紹介された。改めて、床暖房に使う塩化ビニル樹脂シートの安全性を知りたい。（中年の女性）〈消費者〉**

  ⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握していません。特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。当センターから公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(http://www.chord.or.jp/)に問い合わせてみたところ、「床暖房システムは、各部材や加熱方式などを含めて全体の性能にからむため、一般的な情報として取扱うことはできない。加熱源に対応した個別のシステムが提案されているので、電力会社又はガス会社等に相談してみてください」とのことでした。

- **＜塩素系漂白剤と酸素系漂白剤を混ぜた時の安全性＞　普段、△△社の衣料用酸素系漂白剤を使用して洗濯している。今回塩素系漂白剤を使って洗濯槽を洗浄しようと思う。塩素系漂白剤には“まぜるな危険”と書いてあり、酸性の製品と混ぜないように記載されているが、酸素系漂白剤が洗濯槽に残っていた場合、混っても大丈夫なのか。（中高年男性）〈消費者〉**

⇒石鹸洗剤工業会によると、「通常は、洗濯で使用した酸素系漂白剤が、洗濯終了後に残っていることは考えられません。ご使用の酸素系漂白剤は主成分が過炭酸ナトリウムで、塩素系漂白剤と混ぜると酸素が発生しますので、吸い込んでも特に危険はありません。なお、混ざった液体を密封することは、容器が膨らんで破裂することがありますので、避けましょう」とのことです。

◆ **＜塩素抜き剤として使用のアスコルビン酸の安全性＞　数年前から１００円ショップで風呂の塩素抜き剤を購入使用しているが、特に問題は起きていない。製品表示には、成分名に“アスコルビン酸”と書いてあった。最近、食品の成分表示を見ていたら、“酸化防止剤（アスコルビン酸）”と書いてあったが、これは化学物質なのか。アスコルビン酸の安全性について知りたい。化学製品ＰＬ相談センターは消費生活センターに紹介された。（中高年の男性）〈消費者〉**

⇒アスコルビン酸は、Ｄ体とＬ体の混合物で、化学物質です。Ｌ体はビタミンＣとして知られています。アスコルビン酸は、食品添加物の酸化防止剤として広く使われています。なお、製品の安全性についてはメーカーが責任を持って製造していますので、ご心配であればお問い合わせされては如何ですか。

◆ **＜アルミニウムとアルツハイマーの関係＞　先日、通信販売△△社で加湿器付の暖房器具を購入した。これはアルミ放熱板から放出する遠赤外線による暖房となっている。加湿の水蒸気に放熱板のアルミ成分が溶けて混ざって、アルツハイマーになる危険性が心配なので、△△社に問い合わせると、「メーカーに確認した結果、全く問題ない」との回答だった。何がどのように問題ないのか分からない。（中年女性）〈消費者〉**

⇒複数業界団体で構成する「アルミニウムと健康」連絡協議会のウェブサイト情報（http://www.aluminum-hc.gr.jp/）によると、“アルミニウムとアルツハイマーとの関連は認められない”とされています。暖房器具の安全性については、△△社に「具体的に説明して欲しい」と要望されては如何ですか。

◆ **＜水銀体温計が割れて飛散した水銀の後処置＞　２日前の夜に、誤って水銀体温計を割ってしまい、ガラスと水銀がフローリングの床３ｍ四方に飛び散った。直ちにガラスの破片と水銀を掃き集めて回収し、拭き掃除もしたが、完全に除去できたかどうか不安だ。住居は築１０年程のマンションで、フローリングが多少いたんでいて、目地等に水銀が入り込んでいる気がする。家には２歳の乳幼児がいる。家族の健康に影響はないか、また、水銀を完全に除去するにはどうしたらよいか。化学製品ＰＬ相談センターは、消費生活センターから紹介された。（若い女性）〈消費者〉**

⇒公益財団法人「日本中毒情報センター」の水銀体温計に関する情報
(http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf)によれば、水銀蒸気にばく露すると、数時間で発熱、悪寒、呼吸困難、頭痛を発症する可能性があるものの、「通気性の良い室内であれば、吸入による中毒が起こることはほとんどない」とのことです。また、当センターから水銀体温計メーカーの相談窓口に問い合わせたところ、「ガムテープなどでガラスと水銀を回収し、ポリ袋に入れて密閉して、屋外に保管した後、自治体と相談して適切な方法で廃棄してください。目に見える水銀を除去したら、しばらく経過観察し、体調がすぐれないようでしたら、内科医にご相談ください。医院では、血中の水銀濃度の検査もできます」との回答でした。目に見えるガラスや水銀を回収して、適切に廃棄し、必要に応じて医師の診断を受けたらいかがでしょうか。また、水銀体温計のメーカーの相談窓口にも直接ご相談してみてください。

- **＜アクリル樹脂によるアレルギーの有無＞　テレビ局の番組制作を担当している。次回、金属アレルギーの方への朗報として、アクリル樹脂を利用したアクセサリーを紹介したいと考えている。ナレーションで「アクリル樹脂を使用したことでアレルギーの恐れが小さい」と説明したい。専門的知見からみて、問題はないか。化学製品ＰＬ相談センターは某協会より紹介された。〈メディア〉**

⇒アクリル樹脂とは、一般的にメタクリル酸メチルを、開始剤を用いてラジカル重合することにより製造される樹脂です。重合条件によって、未反応モノマーが残留する場合もある等、アクリル樹脂ということだけでは、アレルギー等に関する安全性を判断することはできません。アクセサリーの製造に用いる樹脂の製造元に、アレルギーについてのコメントを求められてはいかがですか。

・・・・・・★ 出前講師のご案内 ★・・・・・・・

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例をもとに、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせて頂きます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
（TEL　03-3297-2602　　担当　：　保刈（ホカリ））

２．　入手資料の紹介

―2012 年 12 月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2012 年 11 月度）」
2. ガス石油機器 PL センター「ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ」2012. 11
3. 家電製品 PL センター「インフォメーション≪2012 年 11 月度≫」
4. 日本石鹸洗剤工業会　広報誌「ＣＬＥＡＮ　ＡＧＥ」№. 232
5. (公社) 消費者関連専門家会議『ＦＯＲＵＭ』Vol. 218　2012. 12
6. 日本化粧品工業連合会 PL 相談室「PL 相談室の受付状況の報告について」平成 24 年 11 月まで 1 ヵ年
7. (財) 消費科学センター　「消費の道しるべ」12 月号

３．　メディア情報から

―新聞（首都版）などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
（記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。）

＊ 厚生労働省への報告で、「茶のしずく」アレルギーの発症者が９月末で２５４２人（11/20 日経）

化学製品ＰＬ相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

- **人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）**
- **費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。）**
- **お申し込みはE-mail（PL@jcia-net.or.jp）で。**
  （件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
  ① ご氏名（フリガナ）　② お勤め先（フリガナ）　③ ご所属・お役職・ご担当など
  ④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※　ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

化学製品による事故を防ぐために

化粧品による皮膚トラブル

「乳液を使用したところ顔に水疱ができた。医師が因果関係を認めているにもかかわらず、メーカーは『事故品を調査した結果、製品に異常は認められず、体質によるものと思われる』と言って、治療費や商品代金の支払いに応じてくれない」「通信販売で購入した化粧品で肌が荒れた。販売店に返品を申し入れたが、『個人差によるものと思われ、開封後の返品はできない』と言われた」という相談が、以前当センターに寄せられました。

化粧品等は、品質には問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルが生じることがあります。そのような場合には、一概に製造物責任（PL）法が適用されるとは限らず、治療費等の損害賠償が支払われないばかりか返品にも応じてもらえないという可能性もあります。衛生上の理由等により、いったん開封すると商品価値がなくなってしまうような商品の場合は特に、返品は難しいと思われます。

皮膚トラブルの原因となる物質は人によって異なります。化粧品等の使用中にもしも皮膚に異常を感じたときは、ただちに使用を中止して、症状が重かったり長引いたりした場合、また判断に迷う場合も、早めに皮膚科の診察を受けてください。アレルギー性の場合には、パッチテストを行って、自分の体質や、原因となる物質をよく知ることも大切でしょう。そして原因が分かったら、成分表示等でその物質が含まれていることが分かるものは、今後は使用しない方がよいでしょう。化粧品・シャンプー・リンス・化粧石けん・香水など、薬事法で「化粧品」に該当するものについては、特定の成分に対してアレルギー等を有する人がその使用を避けることができるように、全ての配合成分を表示することが義務づけられています。

安全性に十分配慮してつくられた製品でも、全ての人に皮膚トラブルが起きないというわけではありません。肌に合わなかった場合には、迷わず使用をあきらめるという思い切りも必要です。そして購入した化粧品等が肌に合わずに無駄になることを避けるためには、できればサンプルやミニサイズ等であらかじめ試した上で購入するとよいでしょう。

※　次号の『アクティビティーノート』は、2月8日頃に発行の予定です。お楽しみに。